奈良県県土マネジメント部低入札価格調査制度に係る取扱要領

第１　目的

この要領は、奈良県県土マネジメント部が実施する建設工事に係る入札について低入札価格調査制度を実施するために必要な事項を定め、もってダンピングの防止及び公共工事の適正な施行の確保を図ることを目的とする。

第２　定義

この要領において、「低入札価格調査」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第１項及び第167条の10の２第２項（第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき落札者を決定するための調査をいう。

２　この要領において、「調査基準価格」とは、低入札価格調査を行う基準となる価格をいい、「調査基準比較価格」とは、調査基準価格の110分の100に相当する金額をいう。

３　この要領において、「低価格入札者」とは、調査基準価格を下回る入札を行った者をいう。

４　この要領において、「評価値」とは、奈良県県土マネジメント部総合評価落札方式実施要領(以下「総合評価実施要領」という。）第13条に規定する評価値のことをいう。

第３　低入札価格調査制度対象工事

低入札価格調査制度の対象工事は次に掲げるものとする。

(1)　総合評価落札方式を適用する建設工事

(2)　その他発注者が必要と認めた工事

第４　調査基準価格の設定及び算定

低入札価格調査制度対象工事には、調査基準価格を設定するものとする。

２　調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となる仕様書、設計書等により、事業担当課長が算定するものとする。

３　調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合算額（以下「調査基準比較価格」という。）に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が、予定価格の10分の９．２を超える場合にあっては予定価格に10分の９．２を乗じて得た額とし、予定価格の10分の７．５に満たない場合にあっては予定価格に10分の７．５を乗じて得た額とする。なお、調査基準比較価格は百円以下を切り捨てた額とする。

(1)　直接工事費の額に10分の９．７を乗じて得た額

(2)　共通仮設費の額に10分の９を乗じて得た額

(3)　現場管理費の額に10分の９を乗じて得た額

(4)　一般管理費の額に10分の５．５を乗じて得た額

４　事業担当課長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、予定価格に10分の９．２を乗じて得た額と予定価格に10分の７．５を乗じて得た額の範囲内で、調査基準価格を算定することができる。

第５　入札参加者への通知

入札執行者は、次に掲げる事項を公告するとともに、入札説明書及び入札通知書においても記載することとする。

(1)　低入札価格調査制度を採用すること。

(2)　調査基準価格を設定し、調査基準比較価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格調査を行い、入札者全員に対し後日結果の通知を行うこと。

(3)　調査基準比較価格を下回る入札を行った者は、最低価格入札者（総合評価実施要領第２条に定める工事にあっては、評価値の最も高い者）であっても落札者とならない場合があること。

(4)　調査基準比較価格を下回る入札を行った者は､入札執行者が定める期限までに、第７に定める書類を提出しなければならず、期限までに提出がなかった場合は失格となること。期限は、開札日の翌日（その日が奈良県の休日を定める条例（平成元年３月奈良県条例第32号）第１条に規定する県の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以降の直近の休日でない日）の午前９時から正午までとする。

(5)　調査基準比較価格を下回る入札を行った者は、聞き取り調査及び資料の提出に協力しなければならず、この聞き取り調査及び資料の提出に応じない場合は失格となること。

(6)　調査基準比較価格を下回る入札を行った者との契約に係る前金払の額は、請負代金額の10分の２以内となること。

(7)　調査基準比較価格を下回る入札を行った者との契約に係る契約保証金の額及び契約解除の場合の違約金を支払うべき額は、請負代金額の10分の３以上となり、契約保証金を支払われない場合又は契約保証を受けられない場合は、契約は締結できないものであること。

(8)　調査基準比較価格を下回る入札を行った者と契約する場合においては、主任（監理）技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めること。

(9)　調査基準比較価格を下回る入札を行った者で契約者となったものは、下請金額にかかわらず、下請契約に係る契約書等の写し、施工体制台帳及び施工体系図を提出しなければならないこと。また、工事施工中及び工事完了後、施工体制台帳の内容等について調査やヒアリングを実施する場合があること。さらに、奈良県県土マネジメント部土木（建築）工事重点監督実施要領の規定に基づき、品質管理を行わなければならないこと。

(10)　低入札価格調査時の積算内訳と工事完了後の実績を対比するため、調書を提出しなければならないこと。

(11)　下請代金の不払いがないか、支払期間が不適切でないか等を調査するため、調査やヒアリングを実施する場合があること。

(12)　調査基準価格を下回る価格をもって単独又は特定建設工事共同企業体の一構成員として契約する場合においては、当該者又は当該構成員の、県土マネジメント部、食と農の振興部、水循環・森林・景観環境部（林業振興課、森と人の共生推進室、奈良の木ブランド課及び森林整備課に限る。以下同じ。）又は水道局が入札公告を行った工事における過去２ヶ年度の間（当該契約対象工事の発注年度を含まない。）の工事成績評定点の平均値（県土マネジメント部の平均値、食と農の振興部及び水循環・森林・景観環境部の平均値又は水道局の平均値の最も低い

値とする。）が７５点未満のときは、当該契約対象工事が完成し、かつ、引渡しが完了するまで、県土マネジメント部、食と農の振興部、水循環・森林・景観環境部又は水道局が入札公告を行う新たな工事の入札に参加することができないこと。この場合において、当該者又は当該構成員に対象となる工事実績がない場合は、７５点以上とみなして扱うものとし、当該者又は当該構成員に対象となる工事実績がある場合は、過去２ヶ年度の間（当該契約対象工事の発注年度を含まない。）の工事成績評定点の平均値の算定については、別紙１に定める対象工事の工事成績評定点を用いて算定する。

(13)　調査基準価格を下回る価格をもって単独又は特定建設工事共同企業体の一構成員として契約する場合においては、当該者又は当該構成員の、県土マネジメント部、食と農の振興部、水循環・森林・景観環境部又は水道局が入札公告を行った工事における過去２ヶ年度の間（当該契約対象工事の発注年度を含まない。）の工事成績評定点の平均値（県土マネジメント部の平均値、食と農の振興部及び水循環・森林・景観環境部の平均値又は水道局の平均値の最も低い値とする。）が７５点以上のときは、当該契約対象工事が完成し、かつ、引渡しが完了するまで、県土マネジメント部、食と農の振興部、水循環・森林・景観環境部又は水道局が入札公告を行う新たな工事入札において、調査基準価格を下回る価格での入札を行った場合は、落札者としないこと。この場合において、過去２ヶ年度の間（当該契約対象工事の発注年度を含まない。）の工事成績評定点の平均値の算定については、別紙１に定める対象工事の工事成績評定点を用いて算定する。

第６　入札の執行

入札の結果、調査基準比較価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は、入札者又は立会人に対して「保留」と宣言し、低価格入札者に対して、低入札価格調査を実施する旨を告げ、期限を示して、別紙２に定める書類の提出を指示するものとする。

なお、低価格入札者のうち最低の価格で入札した者（総合評価実施要領第２条に定める工事にあっては、評価値の最も高い者）が２者以上ある場合は、くじ引きにより、聞き取り調査を行う順位（落札候補者としての順位を兼ねる。）を決定するものとする。

２　入札執行者は、低価格入札者以外の者に対し、低入札価格調査により、後日落札者を決定する旨を告げ、入札を終了するものとする。

３　入札執行者は、調査基準比較価格を下回る入札が行われた場合は、入札終了後直ちに第８に定める契約審査会にその旨を報告し、開札録の写し及び全ての入札者から入札時に提出された見積根拠資料を送付するものとする。

第７　低入札価格調査の調査事項

低入札価格調査は次に掲げる事項について実施するものとし、調査の実施方法はこの要領に定めるもののほか奈良県県土マネジメント部低入札価格調査マニュアルに基づくものとする。

(1)　当該価格で入札した理由

(2)　入札価格の積算内訳

(3)　契約対象工事箇所及び調査対象者の事務所、倉庫等との関連

(4)　手持ち工事の状況

(5)　手持ち資材の状況

(6)　資材の調達に関する事項
(7)　手持ち機械の状況
(8)　労務者の具体的供給見通し
(9)　過去に施工した公共工事名及びその発注者等
(10) 建設副産物等に関する事項
(11) 品質確保体制に関する事項
(12) 安全衛生管理体制に関する事項
(13) 調査対象者が受注した本県発注工事を含む公共工事の成績状況
(14) 調査対象者の経営内容及び経営状況
(15) 調査対象者の信用状態
(16) その他の必要な事項

第８　低入札価格調査の実施

低入札価格調査は、契約審査会（以下「審査会」という。）が行う。

２　審査会は、県土マネジメント部長を会長としまちづくり推進局長、県土マネジメント部理事、まちづくり推進局理事、県土マネジメント部次長（事務及び技術担当）、県土マネジメント部道路政策官、県土マネジメント部河川政策官、まちづくり推進局次長、県土マネジメント部企画管理室長、建設業・契約管理課長、技術管理課長及び事業担当課長で構成する。ただし、県土マネジメント部長に事故あるときは、技術担当の県土マネジメント部次長がその職務を代理する。

なお、対象工事の予定価格（税込み）が１億円未満の場合は、別途定める土木事務所等の審査会に読み替えるものとする。

３　審査会の庶務は、県土マネジメント部建設業・契約管理課において行い、審査担当の事務局は、県土マネジメント部技術管理課において行う。

４　入札執行者は、低価格入札者から提出のあった別紙２に定める書類を速やかに審査会に送付するものとする。

５　審査会は、入札執行者から送付のあった書類に基づき、速やかに低入札価格調査を実施する。

第９　低入札価格調査後の落札者の決定

審査会は、調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認められる場合は、入札執行者にその旨を通知するものとする。

２　入札執行者は、前項の通知を受けたときは直ちに調査対象者に対して落札した旨を通知するとともに、他の入札参加者全員に対してもその旨を知らせるものとする。

３　審査会は、調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、入札執行者にその旨を通知するものとする。

４　入札執行者は、前項の通知を受けたときは、調査対象者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者（総合評価実施要領第２条に定める工事にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者。以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札を行った場合は、第７以降と同様の手続を行った上で、落札者を決定するものとし、この場合には、複数の低価格入札者について並行して聞き取り調査を行うことができるものとする。

５　入札執行者は、次順位者を落札者とした場合、次に掲げる通知を行うものとする。
(1)　当該落札者には、落札決定等の通知
(2)　調査対象者で落札者にならなかった者には、落札者とならなかった理由及びその他必要な事項の通知
(3)　その他の入札者には、落札決定を行った旨の通知

第10　審査会による契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると判定する基準

審査会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合（第１号から第５号までについては、別紙３（失格判断基準）に該当する場合）には、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合に該当するものとして、調査対象者（第９第４項ただし書の規定により、次順位者が低入札価格調査の対象となった場合の次順位者を含む。）を失格とする。
(1)　低入札価格調査に協力しない場合
(2)　設計仕様等に適合しない場合
(3)　積算内訳書の算出根拠が適正でない場合
(4)　建設副産物の処理が適正でない場合
(5)　法令違反、契約上の基本事項違反等があると認められる場合
(6)　前各号に掲げる場合のほか、適正な工事の履行がなされないおそれがあると認められる場合

２　前項の基準のほか、審査会は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる基準を定めることができる。

第11　低入札価格調査の結果の概要の公表

入札執行者は、低入札価格調査の結果の概要について、調査終了後、速やかに公表するものとする。

第12　低入札価格調査時の積算、工事完了後の実績対比調査等

調査対象者で請負業者となった者（以下「請負業者」という。）は、工事完了後、速やかに低入札価格調査時の積算と工事完了後の実積とを対比する調書（別紙４）を監督員に提出しなければならない。

２　監督員は、必要があると認められる場合は、工事完了後、速やかに下請代金の不払いがないか、支払期間が不適切でないか等に関し、請負業者及び下請業者の双方から聞き取り調査を行うことができる。

３　監督員は、前二項の規定による調査等により必要と認められる場合は、請負業者に対して、適切な指導を行うものとする。

４　請負業者が前項の指導に従わないときには、監督員は、次の各号に掲げるいずれかの措置を行うとともに、審査会に報告し、必要があると認められる場合は内容を公表するものとする。
(1)　口頭による注意
(2)　文書による注意

附則（施行期日）

この要領は、平成19年６月１日から施行する。

附則（施行期日）

この要領は、平成20年６月１日から施行し、同日以降に入札公告がなされた工事について適用する。

２　この要領の施行前に入札公告がなされた工事は、なお従前の例による。

附則（施行期日）

この要領は、平成21年５月１日から施行し、この期日以降に入札公告がなされた工事について適用する。

２　この要領の施行前に入札公告がなされた工事については、なお従前の例による。

附則（施行期日）

この要領は、平成21年６月１日から施行し、同日以降に入札公告がなされた工事について適用する。

２　この要領の施行前に入札公告がなされた工事については、なお従前の例による。

附則（施行期日）

この要領は、平成22年４月１日から施行し、同日以降に入札公告がなされた工事について適用する。

２　この要領の施行前に入札公告がなされた工事については、なお従前の例による。

附則（施行期日）

この要領は、平成23年６月１日から施行し、同日以降に入札公告がなされた工事について適用する。

２　この要領の施行前に入札公告がなされた工事については、なお従前の例による。

附則（施行期日）

この要領は、平成24年６月１日から施行し、同日以降に入札公告がなされた工事について適用する。

２　この要領の施行前に入札公告がなされた工事については、なお従前の例による。

附則（施行期日等）

１　この要領は、平成25年４月１日から施行する。ただし、第５の(12)及び(13)の改正規定（「土木部」を「県土マネジメント部」に改める部分を除く。）は、平成25年６月１日から施行する。

２　改正後の第５の(12)及び(13)の規定（「県土マネジメント部」の部分を除く。）は、同日以降に入札公告がなされた工事について適用し、同日前に入札公告がなされた工事については、なお従前の例による。

附則（施行期日）

この要領は、平成25年６月１日から施行し、同日以降に入札公告がなされた工事について適用する。

２　この要領の施行前に入札公告がなされた工事については、なお従前の例による。

附則（施行期日）

この要領は、平成26年４月１日から施行し、同日以降に入札公告がなされた工事について適用する。

２　この要領の施行前に入札公告がなされた工事については、なお従前の例による。

附則（施行期日）

この要領は、平成28年４月１日から施行し、同日以降に入札公告がなされた工事について適用する。

２　この要領の施行前に入札公告がなされた工事については、なお従前の例による。

附則（施行期日）

この要領は、平成28年６月１日から施行し、同日以降に入札公告がなされた工事について適用する。

２　この要領の施行前に入札公告がなされた工事については、なお従前の例による。

附則（施行期日）

この要領は、平成29年５月１日から施行し、同日以降に入札公告がなされた工事について適用する。

２　この要領の施行前に入札公告がなされた工事については、なお従前の例による。

附則（施行期日）

この要領は、平成30年６月７日から施行し、同日以降に入札公告がなされた工事について適用する。

２　この要領の施行前に入札公告がなされた工事については、なお従前の例による。

附則（施行期日）

この要領は、平成31年４月１日から施行し、同日以降に入札公告がなされた工事について適用する。

２　この要領の施行前に入札公告がなされた工事については、なお従前の例による。

附則（施行期日）

この要領は、令和元年６月１日から施行し、同日以降に入札公告がなされた工事について適用する。

２　この要領の施行前に入札公告がなされた工事については、なお従前の例による。

附則（施行期日）

この要領は、令和元年10月１日から施行し、同日以降に入札公告がなされた工事について適用する。

２　この要領の施行前に入札公告がなされた工事については、なお従前の例による。

附則（施行期日）

この要領は、令和２年４月１日から施行し、同日以降に入札公告がなされた工事について適用する。

２　この要領の施行前に入札公告がなされた工事については、なお従前の例による。